

弘前市自治基本条例市民検討委員会会議録概要（第21回）			
日 時	平成25年6月24日（月）18時00分～19時53分		
場 所	弘前市役所6階第1会議室	傍聴者	13人
出席者 (20人)	委員 (11人)	佐藤三三委員長、佐藤淳委員長職務代理者、柴田委員、工藤委員、福士委員 清野委員、鹿内委員、阿部委員、島委員、村上委員、三橋委員	
	執行機関 (9人)	櫻田課長、三上課長補佐、白戸主幹、工藤係長、櫻庭主査、対馬主査、 佐藤主事、阿保主事、鼻和主事	
	その他	—	

会議概要

1 開会

2 議事

(1) 中間報告書案について

【結論（審議方法）】

- ・中間報告書案において、協議、確認を要する事項について、審議するとともに、それ以外で修正が必要と思われる点について確認する。

【項目 はじめに】

- ・中間報告書を提出する名前を、委員会名にするか委員長名にするか。
 - ・原案どおり、委員会名として提出することとしたいがよろしいか。
 - ・よろしい。
- (結論)
- ・委員会名として提出する。

【項目 自治基本条例の必要性】

- ・理由の部分を注に書いているが、本文に入れた方がわかりやすいのではないか。
- (結論)
- ・わかりやすい表現になるよう訂正する。

【項目 条例の題名、体系等】

(条例の題名について)

- ・題名については、意見を出し合ったが、決定していなかった。5つの案を出していただいているので、その中から決めるというかたちにしたい。
- ・5つも例があると迷ってしまう。以前はあずましいまちづくりがいいと思ったが、自治基本条例というものが薄れてしまう気がする。今悩んでいる。
- ・まちづくり自治基本条例がいいと感じたが、自分はまち育ての研究をしていて、まちづくりよりもまち育てという言い方がいい気がする。ただ、自治基本条例がしつくりくるという部分もある。
- ・自治基本条例という言葉はあった方がいいと思う。他に言葉がつくかもしれないが、自治基本条例という部分はあったほうがいい。
- ・あくまでもわかりやすい方がいいと思う。誰も見ないとダメなので、まちづくりなどの柔らかい言い方がいいと思う。
- ・受ける印象が柔らかく、親しみやすいほうがいいので、まちづくりのほうがいい。
- ・自治基本条例は尊厳のあるものにしたいと思うので、自治基本条例と堅いものにして、サブタイトルで協働というように柔らかくすればいいと思う。
- ・基本は自治基本条例がいい。柔らかくするにはまちづくりという表現もいいが、題名は自

治基本条例の方がいい。

- ・自分で、自治という言葉の意味と、まちづくりという言葉の意味が若干違っていて、この条例の体系等を見ると、自治よりもまちづくりに主眼を置きたいと考えているので、私はまちづくりというものがいい。
- ・自治基本条例は硬い感じがして、誰がみてもわかりやすいようにまちづくりといったほうがいいと思う。
- ・正式名称が硬かろうが、柔らかかろうがどちらでもいい。硬い名称にするのであれば、柔らかいサブタイトルを付けた方がいい。
- ・サブタイトルというのがよくわからない。条例名を議論していて、サブタイトルまでを議論するのは無理があると思う。
- ・答申案にはサブタイトルはつかない。
- ・一般の人がどのくらい自治という言葉を理解できるか疑問なので、わかりやすい方がいい。
- ・先ほど硬い表現がいいといったのは、わかりやすいサブタイトルがつくと思ったからである。それを考えないのであれば、まちづくりの方に気が向く。
- ・他の自治体の題名を見ると、自治基本条例というものが多い。県内も自治が多い。
- ・今までの議論で一貫してきたのは、市民、議会、行政の協働ということをやってきたので、協働という部分は是非入れていただきたい。
- ・今まででは執行機関、議会の2つの自治が中心だったのを、これからは3つの自治で、3者が協働して行っていくことなので、協働のまちづくり基本条例というのもいいと思った。

(結論)

- ・案として、題名は協働のまちづくり基本条例とする。今後、執行機関等で意見があれば、適宜変更する。

(条例の体系、文体について)

- ・条例の体系については、案の状態で特に問題はないと思われる。文体は、ですます調にするということだった。

(結論)

- ・中間報告書案のとおりにする。

【項目　自治基本条例に盛り込むべき項目及びその内容について】

(前文について)

- ・先ほどのサブタイトルに使おうとする言葉がたくさん出てきているので、いいと思う。
- ・方針③に、市民の主体性や協働が重要であることとあるが、ここでの主語が市民となってしまう。協働というのは、市民、議会、行政による3者の協働がポイントなので、そのような表現ができないか。

(結論)

- ・意見を踏まえ、訂正する方向とする。

(総則 (1) 目的について)

- ・題名がまちづくりということになったので、目的の記載の中にまちづくりという単語を入れていいか、というのが1点。あとは、最終目的をどうするかを再検討することとしていたが、たたき台をベースに議論してほしい。
- ・たたき台だと、まちづくりの基本理念を明らかにするとともに、その基本的な事項を定めることにより、協働による継続的なまちづくりの進展を図り、市民の幸せな暮らしを実現することを目的とする、というものだが、どうだろうか。
- ・すっきりしていい。

(結論)

- ・たたき台で決定。

(総則（2）定義について)

- ・協議、確認を要する事項はないが、改めて何か意見等があるか。
 - ・定義は技術的な部分が強いので、委員会として決定せず、事務局にまかせるという議論だった。
 - ・条文化の作業の際、混乱が生じるといけないので、事務局にまかせるということだった。
- (結論)
- ・事務局で定義をし、条文化されたときに確認する。

(総則（3）条例の位置付けについて)

- ・この条例を最高規範とするかどうかなどを議論したが、まちづくりの基本として位置付けることにした。市は、他の条例等を尊重しなければならないとあるが、議会の記載はないのだろうか。
- ・条例の位置付けの方針のルールで、市という主語にしているが、基本的に市は執行機関と議会の両方という意味合いになっている。

(結論)

- ・中間報告書案のとおりにする。

(総則（4）基本理念について)

- ・意見が2種類あり、市民が幸せに暮らすためか、豊かで人権が尊重されるまちを育てるためか、どちらにするかを決定していただきたい。
 - ・豊かで人権が尊重されるまちという表現は素晴らしいが、それがきちんとできていれば、市民が幸せに暮らすということにつながるので、素直な表現として、幸せに暮らすがいいと思う。
 - ・今まででは、子どもや高齢者、障害を持った人全てが幸せになるということを議論してきたので、私は豊かで人権が尊重されるという言葉がすごく響いた。ただ、今日の意見も考慮して、合体した文面で考えられないか。
 - ・私も合体した文面がいいと思う。人権は尊重されなければならないし、それが結果として幸せな市民生活を送る環境をみんなでつくっていこうというのが基本理念なので、うまく合体していかなければいい。
 - ・人権が尊重され、市民が幸せに暮らすためなどという表現がいいのではないか。
- (結論)
- ・案1と案2を合体させた表現にする。

(総則（5）基本原則について)

- ・方針②住民自治の原則で、地域の発展に向けて主体的に取り組むか、あるいは地域の共同利益の実現に向けて主体的に取り組むということで意見が2つあったので、どうするかを決定していただきたい。
- ・地域の発展という表現がいいと思う。
- ・地域の発展とはアバウトな表現である。この条例が何を実現するためかを考えると、個人の利益ではなく、協働の利益を追求していくべきなのだろうと思う。
- ・共同利益というのは具体性があつていいが、金銭的なイメージを与えてしまうかもしれない。広い範囲に周知するものだから、地域の発展という表現がいいと思った。
- ・案2の利益という表現が引っかかっていて、案1の方がしっくりくる印象である。
- ・地域という言葉が急に出てきて、ぴんとこない部分がある。狭い範囲のものを意味するのであれば、利益という言葉を除いて、地域の共同の目的などという表現にして、案2の方がいいと思う。
- ・ここは住民自治の原則なので、目的がなくてもいいわけである。地域という表現が唐突に出てきているので、それを取って、案1、案2のいい方を採用した方がいいのではないか。

- ・私も利益という言葉が気になる。共同利益という言葉を公益にしても意味は同じで、公益にすると共同利益という言葉が無くなる。
- ・今の話は公共の福祉ということで、いろいろな法律の体系の中でも出てくる表現である。
- ・公共の福祉というと、この文脈で突然出てきてしまうので、無理して目的を持ってこなくともいいのではないか。
- ・目的の規定を抜くと、自分で自主的に好き勝手なことをやってもいいということになってしまう。
- ・全体の福祉ということを考えないと、条文とすれば成り立たないのではないか。
- ・それは、地域の共同利益という表現なのか、公益という表現なのか、公共の福祉という表現かは別にして、みんなのためにという目的がないといけない。
- ・公共の福祉という表現がいいのではないか。

(結論)

- ・公共の福祉の発展に向けてという表現で決定する。

(主体とその役割等（1）主体について)

- ・主体の部分はいくつか協議、確認を要する事項がある。
 1. 学生、子どもについて、市民を市内に居住する人と限定していたので、それに合わせて、市内に居住するという表現を追加した点。
 2. コミュニティの項目で、議論していた際、地域コミュニティとテーマコミュニティを仕分けするという結論だったが、その後の議論の経過を見ても仕分けが必要ないと感じたので、コミュニティとした点。
 3. 事業者との重複を避けるため、コミュニティの中に「営利を目的とせず」という表現を追加した点。
 4. 高齢者、マイノリティー等は、主体として区別しないが、そういう人たちの意見も大事にするような表現を条例に盛り込むという結論だったが、表現に苦慮している。基本原則に、「市民等は、それぞれの環境に応じ主体的に参加する」、「市は、まちづくりに参加する機会を設け、それに参加しやすい環境づくりにつとめ」という表現があるので、その部分で解釈できないか、という点。

(1について)

- ・学生、子どもの部分に、「市内に居住する」という表現を加えてよろしいか。
- ・市内に居住する大学生ということは、弘前大学に通っている市外の人は外すということになるが、外れた部分はどうするのか。
- ・項目7の、市外の人々との連携という部分で含まれる考え方である。
- ・小中高生は別にいいが、学生というものを弘前の独自性として入れたにもかかわらず、市内に居住する大学生だけに制限することはちょっと何か。市内の大学で学ぶとか、そのような表現を加えることはできないだろうか。
- ・市内に居住している人はもちろん、黒石から通っている人でも一生懸命に活動している人がいるので、他の市だから違うという印象はどうなのかなと思う。従って、市外の人々との連携で拾っていくのだと思う。
- ・大学生というものを主体として位置付けているので、市外から通っている大学生も、きちんとこここの主体に入れてあげた方がいいと思う。技術的に可能であればだが。
- ・今の意見を生かすとすれば、学生の部分だけ、市内の大学に通うとすることで全部カバーできるのではないか。
- ・市内に居住する人という括りで、住んでいる人たちは入っている。弘前の特性として、学生のまちであるので、先ほどの意見を取り入れることができるならば入れた方がいい。

(結論1)

- ・学生の表現を、市内に通学するといった表現も加える。

(2について)

- ・コミュニティの部分は、地域コミュニティとテーマコミュニティの2つに区分していたものを1つにする。これは問題ないと思う。

- ・何か必要があれば分ければいいので、いいと思う。

(結論2)

- ・コミュニティの部分は案のとおり決定。分ける必要が出てきた場合は、検討する。

(3について)

- ・営利目的としないという表現を入れるのはいい。

(結論3)

- ・中間報告書案のとおりにする。

(4について)

- ・続いて、高齢者、マイノリティーの部分だが、事務局としては、条例に盛り込まなくても他の部分の解釈に含まれるという意見だったが、どうだろうか。

- ・この部分はみんなで議論して、高齢者の参加もこの条例に入れましょうという意見がほとんどの委員から出てきたので、事務局もどこに入れるか苦労したと思う。私は、そういう人たちのための環境づくりもしっかり行政で行ってくださいというものを入れた方がいいと話していた。

- ・主体の中に子どもが出てくるので、高齢者云々というのも出てきてもいいと思った。

- ・弘前の条例では、主体に学生を入れましょう、子どもを入れましょう、事業者を入れましょうとしていて、高齢者の部分だけ入らず、他の部分で読み替えできるというのはどうか。

- ・以前は主体に位置付けないとしていたが、高齢者やマイノリティーの部分も大事なので、そのような表現を盛り込めないかという議論である。その表現を条例内に盛り込むか、事務局案のように、他の表現で読み込むこととするか。

- ・自分はいらないと思う。敬老大会などでも高齢者という表現を嫌う人がいるし、かえって差別される印象を受けるかもしれない。

- ・主体のところに入れようとすると、表現が面倒な気がするので、市民という部分の括りにしてもらい、協働の推進という部分に、そういう人たちも入るという表現が入れば、自分としてはうれしい。

- ・高齢者や障がい者も、個人個人人格を持っているという尊厳の目で見た場合、いろいろと挙げる必要がない。普通に市民と言ってあげた方が親切だと思う。当たり前の人間として見てもらって、必要な時に少し協力してもらえばありがたいと思う。

- ・高齢者だけでなく、子どもだって障がい者だって、自分の意見を主体になれない人々はどのカテゴリもあると思う。そういう人たちの代弁機能を保障しますという表現があれば、無理して高齢者やマイノリティーという部分は入れなくともいいと思う。

- ・そういう意味では、基本原則の方針4で、ある程度読めると思う。

(結論4)

- ・高齢者、マイノリティーといった表現は記載せず、市民の中にきちんと入っているという理解で文章を作っていく。

(主体とその役割等(2) 主体の役割等について)

(ア 市民の役割等について)

- ・方針②で、市民力という言葉を使っているが、急に出てきた言葉なので、そのまま使っていいか。

- ・協働のまちづくりを推進していくためには、市民の考え方も成長していかないといけないと自分は思っているので、そのような意味で、市民力という言葉が出てきたと思う。

- ・近くの人同士で、お互いに協力しながら、成長していくという意味合いで、いい表現だと思う。

(結論)

- ・市民力の向上という言葉を生かす形で決定。

(イ 学生の役割について)

(結論)

- ・協議、確認する事項がなく、中間報告書案のとおり決定。

(ウ 子どもの権利について)

- ・方針は今まで伝えてきたことをうまくまとめているが、解説の、「意見を吸い上げてこなかったということを問題としてとらえ」という表現は引っかかっている。

- ・その部分を削除すればいいのではないか。「子どもはまちづくりの担い手としてしっかりと位置づける」という表現でいいと思う。

(結論)

- ・意見のとおり訂正する。

(エ コミュニティの役割について)

(結論)

- ・協議、確認する事項がなく、中間報告書案のとおり決定。

(オ 事業者の役割について)

(結論)

- ・協議、確認する事項がなく、中間報告書案のとおり決定。

3 その他

(1) 次回の会議内容について

【結論】

- ・次回は、7月8日（月曜日）午後6時から、引き続き中間報告書案について議論することとした。

(2) その他

【結論】

- ・特になし